

京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第141号

京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第9条」の右に「，京都市公有財産及び物品条例（以下「公有財産条例」という。）第13条」を加え，同条第2号中「第10条第2項」の右に「，公有財産条例第14条第2項」を加え，同条第3号中「第9条」の右に「，公有財産条例第13条」を加える。

附 則

この規則は，平成26年1月1日から施行する。

（行財政局人事部人事課）